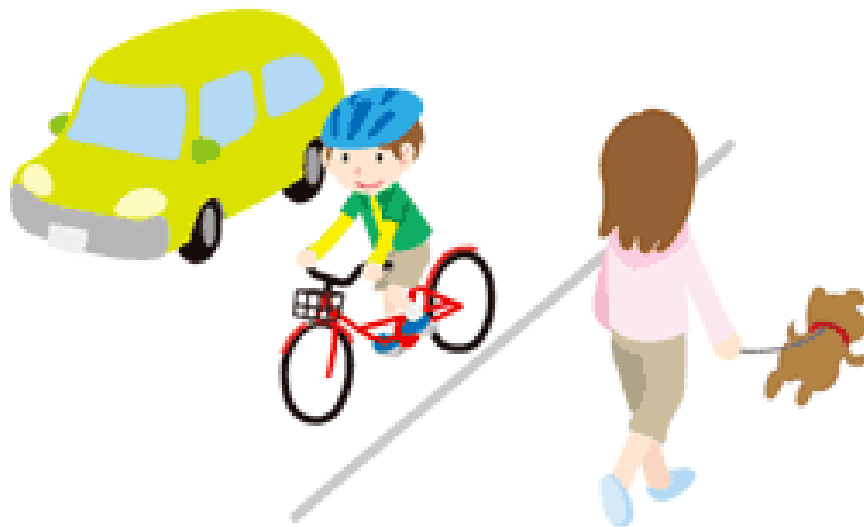


● 自転車マナー・交通ルール ●

コミュニティサイクルを利用すれば、自転車を購入する手間も、駐輪場を借りる手間も省けます。ルールを守って気軽にご利用ください。

平成27年6月1日から改正道路交通法の施行に伴い、自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと自転車運転者講習を受けることになります。

詳しくは、[神奈川県警察の自転車運転者講習制度（平成27年6月1日施行）](#)をご覧ください。



自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメット着用

※改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

自転車安全利用五則は [神奈川県警察の安全利用五則](#)をご覧ください。
神奈川県ホームページ「[自転車の安全利用・事故防止](#)」をご覧ください。

また自転車乗り入れ禁止区域では、自転車から降りて通行しましょう。

★公園などでのルール★

公園などは自転車・車両の乗り入れは原則としてできません。自転車は押して歩きましょう。
また、自転車の詳しいルールについては[こちら](#)をご覧ください。